

医科初診料、医科再診料及び外来診療料の 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準 について

医科初診料、医科再診料及び外来診療料の情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に基づき、下記のとおり掲示いたします。

記

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行なわないこと。

ご不明な点等につきましては、職員までお問い合わせください。

令和6年6月

岩手県立大東病院長